

「Kumamoto for SDGs」ロゴマークの使用に関する要綱

制定	令和2年3月27日	市長決裁
改正	令和3年4月8日	政策企画課長決裁
改正	令和3年8月25日	市長決裁
改正	令和8年5月21日	政策企画課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、SDGs(持続可能な開発目標)の機運醸成を図るために作成した「Kumamoto for SDGs」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用について必要な事項を定めることにより、ロゴマークの有効活用を図ることを目的とする。
(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

2 ロゴマークの著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に掲げる権利を含む。)は、全て熊本市に帰属する。

(使用申請)

第3条 ロゴマークを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法人(会社等)又は団体(以下「法人等」という。)

(2) 個人

2 前項の規定により、ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる法人等(法人等の代表者及びその役員を含む)及び第1項第2号に掲げる個人が、熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合は、ロゴマークを使用することはできず、前項の規定による申請を認めない。

4 第2項の規定にかかわらず、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第2項に規定する申請書及び書類の提出を省略することができる。

(1) 市の機関が使用するとき。

(2) 国若しくは地方公共団体が業務の目的で使用するとき。

(3) 市が後援し、又は共催する事業で使用するとき。

(4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(5) 第1項第2号に該当する個人が著作権法第30条に規定する私的使用(以下「私的使用」という。)の範囲内で使用し、又は私的使用の範囲を超えて使用する場合であつ

ても、SDGsの趣旨に合致する活動に使用するとき。

(6) 熊本県SDGs登録制度の登録事業者が使用するとき。

(7) 前6号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(使用承認の条件)

第4条 ロゴマークの使用の目的及び使用方法が、次の各号のいずれにも該当しない場合にロゴマークの使用を承認するものとする。

(1) 熊本市若しくはSDGsの品位を傷つけ、又はSDGsの正しい理解の妨げとなるおそれがある場合

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(3) SDGsの趣旨に反するおそれがある場合

(4) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用するおそれがある場合

(5) ロゴマーク自体を自己の商品として独占的に使用するおそれがある場合

(6) 営利目的として使用されるおそれがある場合（市長が第1条の趣旨に沿うものとして認めた場合を除く。）

(7) 前6号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認める場合

(禁止事項)

第5条 ロゴマークの使用に際しては、次の各号を禁止事項とする。

(1) 縦横比の変更（別図比率の変更）

(2) デザイン部分と文字部分を分離するほか、デザイン自体をばらした使用

(3) ロゴマークのイメージを損なう背景

(4) デザイン部分や文字部分の一部修正や加筆

(5) 指定以外の色の使用（ただし、刺繍による使用など、やむを得ない場合を除く。）

(使用承認)

第6条 市長は、第3条第2項の規定により申請書及び書類の提出があったときは、第4条の規定によりその内容について審査し、相当と認める場合は、使用承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要な条件を付することができるものとする。

(使用不承認)

第7条 第4条の規定に抵触するもしくは抵触するおそれがあり、ロゴマークの使用を承認しない場合は、使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用料及び手数料)

第8条 ロゴマークの使用料及び手数料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 第6条の規定により、ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第6条第2項に規定する条件及び次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 申請に基づき承認された用途以外には使用しないこと。

- (2) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定に基づく商標登録出願を行わないこと。
- (3) 商品広告、販売等をする際は、ロゴマークが商品そのものの意匠であるとの誤解、熊本市が委託して販売していると誤解等を与えることがないように、価格、販売方法、商品への使用方法等について十分配慮すること。
- (4) 使用に際しては、SDGsの趣旨等を損なうことがないように、十分配慮すること。

（使用報告）

第10条 使用者は、ロゴマークの使用を開始したときは、開始後1か月以内に、使用報告書（様式第4号）により市長に報告するものとする。

（使用承認の取消し）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

- (1) 法令その他この要綱に基づく規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するとともに、使用を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取り消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、政策局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

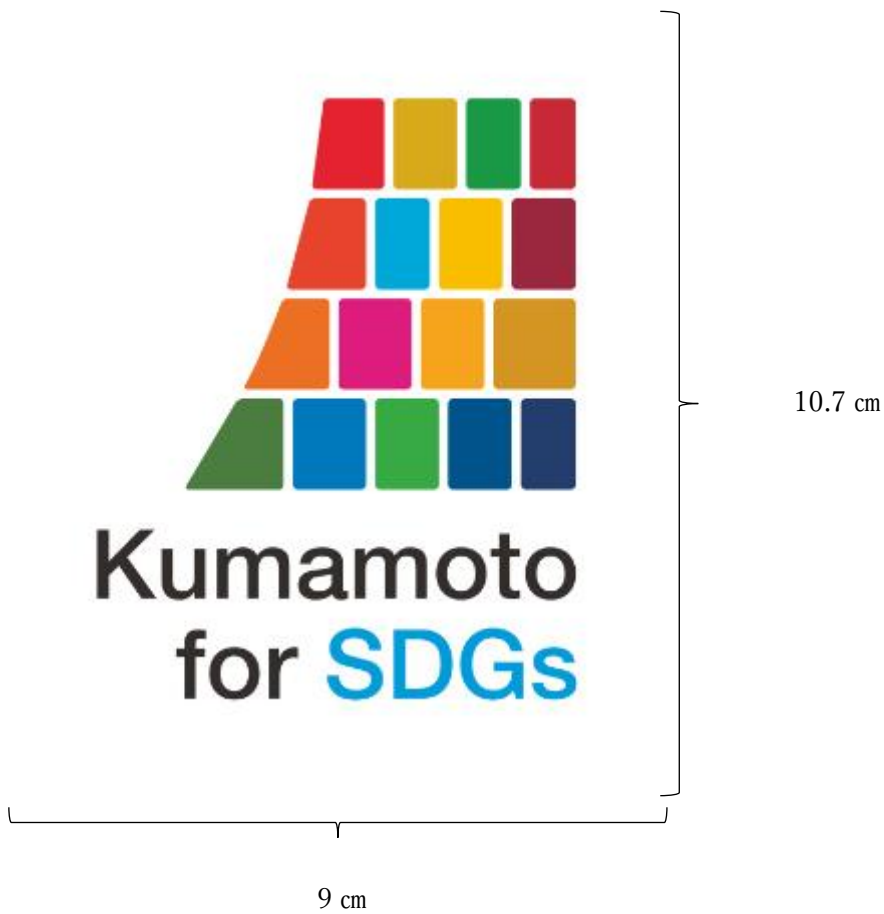
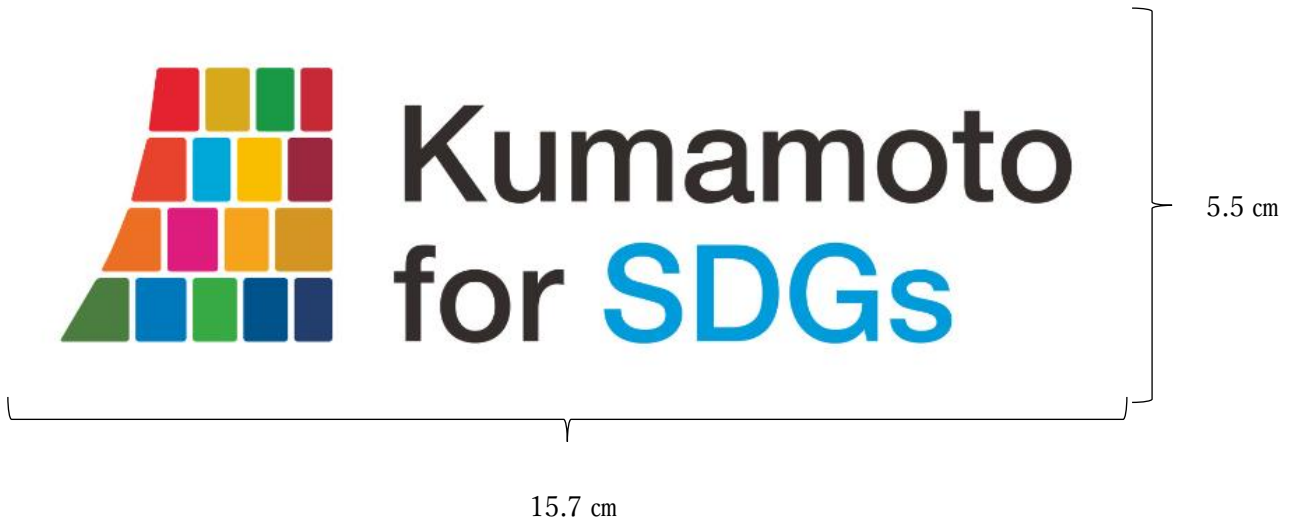
附 則

この要綱は、令和3年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月21日から施行する。

別図



使用承認申請書

熊本市長（宛）

申請者 郵便番号
 住 所
 名 称
 代 表 者
 連 絡 先

「Kumamoto for SDGs」ロゴマークを使用したいので、「Kumamoto for SDGs」ロゴマークの使用等に関する要綱の規定を了承のうえ、下記のとおり申請します。なお、 (申請者) （申請者の代表者及びその役員を含む。※個人が申請者の場合は除く）は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号に規定するものではないことを誓約し、市が必要な場合は、警察機関へ照会することを承諾します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続（前回承認番号 年第 号）	
使用目的		
使用方法・内容	※製作物がある場合は数量を記載	
使用希望期間		
連絡先	住所又は所在地	□申請者に同じ
	担当者名 （部署、役職）	
	電話番号	
	E-mail	

（添付書類）

申請者の概要がわかる資料及び役員名簿等（個人を除く）

使用または制作物の概要が分かる見本・資料

営利目的の場合は販売価格及び製造原価（仕入原価）及び収支予算書

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

使用承認書

申請者 様

熊本市長

年 月 日付けで申請のあった「K u m a m o t o f o r S D G s」ロゴマークの使用は、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容

承認番号	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 承認条件

- ・上記、承認内容の範囲内でのみ使用すること。
- ・「K u m a m o t o f o r S D G s」ロゴマークの使用等に関する要綱の規定を遵守すること。
- ・使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ・ロゴマークについて意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定又は登録しないこと。

様式第3号（第7条様式）

年 月 日

使用不承認通知書

申請者 様

熊本市長

年 月 日付けで申請のあった「K u m a m o t o f o r S D G s」ロゴマークの使用は、下記のとおり不承認としたので通知します。

1 不承認の理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

使用報告書

熊本市長（宛）

申請者 郵便番号
住 所
名 称
代 表 者
連 絡 先

年 月 日付けで承認のあった「Kumamoto for SDGs」ロゴマークの使用は、下記のとおり使用を開始したので報告します。

記

承認番号	
使用目的	
製作数量	
使用状況	

（添付書類）

使用の状況が分かる見本・資料等
営利目的の場合は決算報告書

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

使用承認取消通知書

申請者 様

熊本市長

年 月 日付けで承認した「Kumamoto for SDGs」ロゴマークの使用は、下記のとおり使用承認を取り消しましたので通知します。

承認番号	
使用承認取り消しの理由	